

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

条 例

- 条例第2号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）…2
- 条例第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（選挙管理委員会事務局）…4
- 条例第4号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例……………（市民税課）…4
- 条例第5号 宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例……………（観光振興課）…7
- 条例第6号 宇治市斎場条例の一部を改正する条例……………（環境企画課）…7
- 条例第7号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………（水道総務課）…8
- 条例第8号 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（こども福祉課）…8

規 則

- 規則第3号 宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）…8
- 規則第5号 宇治市斎場条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境企画課）…8
- 規則第6号 宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域福祉課）…9
- 規則第7号 宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（生活支援課）…9

告 示

- 告示第17号 指定特定相談支援事業者の事業の廃止……………（障害福祉課）…9
- 告示第18号 指定障害児相談支援事業者の事業の廃止……………（障害福祉課）…9

公 告

- 公告第11号 情報公開制度の実施状況の公表……………（総務課）…10
- 公告第12号 個人情報保護制度の運用状況の公表……………（総務課）…10
- 公告第13号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表……………（総務課）…10

……………（総務課）…10

消 防 本 部

- 告示第1号 「避雷設備の日本工業規格」の指定（平成4年宇治市消防本部告示第3号）の一部改正……………11

教 育 委 員 会

- 告示第4号 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………11

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第5号 特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日……………12

監 査 委 員

- 公表第10号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………12

公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程……………12

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年6月24日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第2号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	⑩ 用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円	を
---	----------------------	----------	---

「	⑩ 用途地域における建築等特例許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	120,000円	に、
		利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	160,000円	
		利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	180,000円	

「	④の2 建築物等を移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	を
	④ 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円	
	④ 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	27,000円	

に改

④③	建築物等を移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
④④	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 31,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 60,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 210,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 370,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 499,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 663,000円	
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1,082,000円		
④⑤	既存の1の建築物について	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 31,000円	

て2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
(4) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料（第44号に規定するものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円
(4) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料（第45号に規定するものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円
(4) 建築物の用	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
	使用期間が3月以内である場合	60,000円

途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	使用期間が3月を超える場合（使用期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。）	120,000円
	使用期間が1年を超える場合（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。）	160,000円

」

め、同表の備考に次の1項を加える。

3 第44号から第47号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は月途の変更に係る部分の床面積
- (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（揭示済）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表第15号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表第16号及び第17号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表第18号中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表第19号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表第20号及び第21号中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、同日前までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第4号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

（宇治市市税条例の一部改正）

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「市民税」を「、市民税」に、「よつて」を「より」に改め、同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第27条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「ならない者」を「ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」に、「同項の」を「同法第203条の6第1項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条第1項中「よつて」を「より」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」

に、「平成３３年」を「令和３年」に改める。

附則第６条第１項中「平成３３年度」を「令和３年度」に改める。

附則第９条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第９条の２の見出しを「（令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第１項中「、平成３１年度分又は平成３２年度分」を「、令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「、平成３２年度分」を「、令和２年度分」に改める。

附則第１０条の前の見出し及び同条、第１１条、第１２条（見出しを含む。）、第１５条、第１８条の前の見出し及び同条、第１８条の２、第１９条（見出しを含む。）並びに第２０条の２中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第２１条の２に次の３項を加える。

２ 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第４４条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３ 京都府知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第２１条の４の規定により読み替えられた第８７条の７第１項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第２１条の２を附則第２１条の２の２とし、附則第２１条の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第２１条の２ 法第４５条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間（附則第２１条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第８７条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第２１条の６に次の１項を加える。

３ 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第８７条の５（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたとき

に限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。

附則第２１条の７の表以外の部分中「附則第３０条」を「附則第３０条第１項」に、「指定」を「指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」に改め、同条に次の３項を加える。

２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８９条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第８９条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８９条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第２１条の８の見出し及び同条第１項中「賦課徴収」を「種別割の賦課徴収」に改め、同条第２項中「額について」を「種別割の額について」に、「に関する」を「の種別割に関する」に改め、同条第３項中「額は」を「種別割の額は」に改め、同条第４項を削る。

附則第22条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第26条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第21条の7第1項の表以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の8第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年宇治市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の2のうち、宇治市市税条例附則第21条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条例附則第21条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第21条の6第2項に係る部分に限る。）中「ついては」を「ついては、当分の間」に改める。

附則第1条各号列記以外の部分中「、平成31年10月1日」を「、令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第3項中「、平成32年度」を「、令和2年度」に、「、平成31年度分」を「、令和元年度分」に改める。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年宇治市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宇治市市税条例第44条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」を「次項及び第12項」に改め、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「、法」を「、申告書記載事項が法」に改め、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けて

いない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「、平成31年度」を「、令和元年度」に改め、同条第2項中「、平成33年度」を「、令和3年度」に、「、平成32年度分」を「、令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項前段中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「、平成33年3月31日」を「、令和3年3月31日」に改め、同条第4項の表以外の部分及び第5項前段中「32年新条例」を「令和2年新条例」に改める。

附則第10条第1項前段中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「、平成34年3月31日」を「、令和4年3月31日」に改め、同条第4項の表以外の部分及び第5項前段中「33年新条例」を「令和3年新条例」に改める。

附 則
（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中宇治市市税条例第27条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項の次に1項を加える改正規定及び第28条の2から第29条までの改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第1条中宇治市市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第28条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき宇治市市税条例第27条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第28条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第5号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例

宇治市市営茶室条例（昭和32年宇治市条例第25号）の一部を

次のように改正する。

第6条第1項第1号ア及びイ中「500円」を「1,000円」に改め、同号ウ中「700円」を「1,400円」に改め、同号エ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号オ中「1,500円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「1,200円」を「2,400円」に改め、同項第3号中「3,000円」を「3,600円」に改め、同条第2項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の第6条第1項第3号の規定は、施行日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市畜場条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第6号

宇治市畜場条例の一部を改正する条例

宇治市畜場条例（昭和59年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に畜場の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用（第1葬祭場、第2葬祭場、第3葬祭場、安置室及び待合室（次項において「葬祭場等」という。）の使用に限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、使用者が葬祭場等のみを使用するときに限り、第6条第1項、第7条及び第8条の規定は適用せず、葬祭場等を使用するとき（葬祭場等及び火葬場を使用するときを含む。）における第6条第2項の適用については、同項中「使用料」とあるのは「利用料金（火葬場にあつては、使用料）」と、「市長」とあるのは「指定管理者（火葬場にあつては、市長）」とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表中「関係」を「、第11条関係」に、

「」を「」に、

使用料

金額

」

」

(揭示済)

妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円	45,000円
------------	----	--------	---------

を

妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円	45,000円
妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円	27,000円

に改め、同表の備考第1項中「、妊娠4月以上の死産児」を「、死産児」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「関係」を「、第11条関係」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の畜場の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第7号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1件につき10,000円

第37条の2第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第8号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「が行う」を「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年6月24日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第3号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則（平成5年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、第87条の2」を「、第87条の4」に改める。

第4条第1項の表以外の部分中「、第53条第4項若しくは第5項第3号」を「、第53条第6項第3号」に、「又は第85条第3項」を「、第85条第3項」に、「第6項」を「第6項又は第87条の3第3項、第5項若しくは第6項」に改め、同条第4項の表以外の部分中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改める。

第5条第6項中「の規定により認定」を「又は第87条の2第1項の規定により認定」に、「第86条の8第3項」を「第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第15条第1項中「、第87条の2」を「、第87条の4」に改める。

第25条第3項中「、第87条の2第1項」を「、第87条の4第1項」に改める。

第26条第1号及び第3号中「、第87条の2」を「、第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

(揭示済)

宇治市畜場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第5号

宇治市畜場条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市畜場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「肢体」を「妊娠4月未満の死産児を火葬する場合又は肢体」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「使用料」を「金額」に、

妊娠4月以上の死産児	□ 6,000円	□ 45,000円
------------	----------	-----------

を

妊娠4月以上の死産児	□ 6,000円	□ 45,000円
妊娠4月未満の死産児	□ 3,600円	□ 27,000円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市斎場条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第6号

宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和58年宇治市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛て」に、
「性別 男・女」を「電話番号」に改める。

電話

別記様式第2号中「関係」を「一第6条関係」に改め、同様式の（表）中「電話」を「電話番号」に改め、「性別 男・女」を削り、同様式の（裏）中「おねがい」を「お願い」に、「使用時間」を「利用時間」に、「1月2日～1月4日」を「1月2日から1月4日まで」に、「12月27日～12月31日」を「12月27日から12月31日まで」に、「従うこと」を「従ってください」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宇治市総合福祉会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により申請され、又は交付されているこの規則の施行の日以後における会館の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市総合福祉会館条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第7号

宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

宇治市生活保護法施行細則（平成13年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第15号中

「氏 名」を「氏 名」に

氏 名	性 別
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女

氏 名

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第17号

指定特定相談支援事業者の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	廃止 届出日	廃止 年月日	サービスの種類
	事業者の主たる 事業所の所在地	事業所の所在地			
26312 00470	有限会社 中橋	お多福相談支援事業センター	令和元年 5月30日	令和元年 5月31日	計画相談 支援
	宇治市木幡御園20-1 15	宇治市木幡御園20-1 15			

宇治市告示第18号

指定障害児相談支援事業者の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37第2号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	廃止 届出日	廃止 年月日	サービスの 種類
	事業者の主たる 事業所の所在地	事業所の所在地			
26712 00091	有限会社 中橋 宇治市木幡御園20-1 15	お多福相談支援事業セン ター 宇治市木幡御園20-1 15	令和元年 5月30日	令和元年 5月31日	障害児相 談支援

公 告

宇治市公告第11号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第30条の規定により、平成30年度における制度の実施状況を次のとおり公表します。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

平成30年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開	うち不存在		
市 長	139 ※	63	58	11	8	132	6
市長（公営企業）	56	49	3	4	1	56	0
消 防 長	5	2	2	1	1	5	0
教 育 委 員 会	22	9	11	2	1	22	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	1	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	223	123	75	18	11	216	6

※公開決定等をする期限を延長しているものが1件含まれています。

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
3	0	0	0	0	1	1	2

※平成29年度から平成30年度にかけて審理中であった案件については、一部認容として処理しました。

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第12号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第66条の規定により、平成30年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和元年7月12日

宇治市長 山本 正

平成30年度個人情報保護制度運用状況

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	うち不存在		
市 長	20	5	10	5	5	20	0
市長（公営企業）	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	20	5	10	5	5	20	0

※訂正の請求、利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

2 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第13号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、平成30年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和元年 7 月 1 2 日

宇治市長 山本 正

平成30年度審議会等の会議の公開制度運用状況

平成30年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は88ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が54、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が33あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない33の審議会等及び実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100パーセントとなります。

平成30年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
88	62	35	27

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳		
	公開	非公開	傍聴者数
444	71回	373回	108人

非公開とした主な会議は、介護認定審査会 248回、障害者介護給付費等支給認定審査会 33回及び宇治市就学指導委員会 23回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令秘情報）に該当	3
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	351
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	9
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	15
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	5
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	5
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は、重複して計上しています。

消 防 本 部

宇治市消防本部告示第1号

「避雷設備の日本工業規格」の指定（平成4年宇治市消防本部告示第3号）の一部改正について

「避雷設備の日本工業規格」の指定（平成4年宇治市消防本部告示第3号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行します。

令和元年 7 月 1 日

宇治市消防長 伊庭 邦夫

題名及び本文中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

(掲示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第4号

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和元年 6 月 2 8 日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱（平成元年宇治市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（令和元年度分の補助金を交付する場合の特例）

2 令和元年度分の補助金を交付する場合における第2条第2号並びに第4条第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの規定の適用については、第2条第2号中「翌年3月31日」とあるのは「9月30日」と、第4条第1項及び第2項中「定める額」とあるのは「定める額の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」と、同条第3項中「定める額」とあるのは「定める額の2分の1に相当する額」と、同条第5項中「308,000円」とあるのは「154,000円」と、「は272,000円」とあるのは「は136,000円」と、同条第6項中「28,700円」とあるのは「14,400円」と、同条第7項中「、別表第1、別表第2又は前項」とあるのは「、別表第1若しくは別表第2に定める額の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は附則第2項において読み替えて適用する前項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第5号

特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日について

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日を次のとおり定めます。

令和元年7月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和元年7月2日

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年7月1日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日

平成31年3月28日（宇治市監査委員公表第6号）

- 2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 健康長寿部 介護保険課

監査期間 平成31年1月4日 ～ 同年2月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為等の遅れが見受けられた。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、補助金の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内に周知徹底をしました。

監査対象 健康長寿部 健康生きがい課

監査期間 平成31年1月4日 ～ 同年2月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられた。	宇治市補助金等交付規則との齟齬がある状況を改善するため、宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項を改正し、別記様式第1号「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書」を「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書」と「宇治市骨髄ドナー助成金請求書」に分割し、「交付申請→交付決定→請求」の順に行われるようにした。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年7月4日

宇治市長 山本 正

宇治市水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程

宇治市水道技術管理者の職務等に関する規程（平成27年宇治市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(揭示済)